

広島大学教育行財政学研究室紀要

第1巻 第1号

《研究論文》

「2022年 生徒指導提要」における生徒指導とキャリア教育の関連性
—不登校児童生徒のキャリア教育に着目して—

村上和巖・俵龍太郎・滝沢潤

広島大学教育行財政学研究室

2024年9月

「2022年 生徒指導提要」における生徒指導と

キャリア教育の連関性

—不登校児童生徒のキャリア教育に着目して—

広島大学大学院・院生 村上 和巖
広島大学大学院・院生 俵 龍太郎
広島大学 滝沢 潤

1. 研究の目的と問題の所在

本研究の目的は、「2022年 生徒指導提要」において、生徒指導とキャリア教育の連関性が重視された背景や意図を明らかにするとともに、不登校児童生徒のキャリア教育における学校や教職員に求められる支援のあり方について考察することである。

2022年12月、12年ぶりに「生徒指導提要」が改訂された（以下、「2022年 生徒指導提要」¹⁾。「2022年 生徒指導提要」において、生徒指導は「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動²⁾」と定義されている。

また、「2022年 生徒指導提要」では、これまでより一層、キャリア教育を重視している。改訂前の「生徒指導提要」（以下、「2010年 生徒指導提要」³⁾）では、学校において生徒指導と進路指導は異なる業務として位置づけられていたことから、キャリア教育（進路指導）の詳細は記載されなかった⁴⁾。一方で、「2022年 生徒指導提要」は、生徒指導の連関性の1つとして、キャリア教育を挙げている。具体的には、生徒指導上の課題への対応として、児童生徒の夢や進路目標を明確にする必要があることから、生徒指導とキャリア教育は深く連関していると説明している⁵⁾。

特に、生徒指導上の課題の中でも、不登校児童生徒への支援はキャリア教育と関連していると考えられる。なぜなら、「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」において、学校を休むことで勉強・学習について行くことができず、それに伴って今後の進路、将来について不安をかかえている不登校児童生徒の様子がうかがえる⁶⁾と報告されているからである。これに伴い、「2022年 生徒指導提要」においても、不登校児童生徒への支援は、「自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指す⁷⁾」教育活動とされ、社会的自己実現を支える教育活動という点で、キャリア教育と関連していると言える。

「2022年 生徒指導提要」において、生徒指導とキャリア教育の連関性が重視されたことにより、学校現場は、それを踏まえた生徒指導（特に、不登校児童生徒のキャリア教育）の実施が望まれる。こうした中、生徒指導とキャリア教育の連関性が重視された背景や意図及び、不登校児童生徒のキャリア教育における学校や教職員に求められる支援のあり方を考察することは、学校現場における生徒指導に貢献しうると考える。

「2022年 生徒指導提要」とキャリア教育を関連させた先行研究として、以下が挙げられる。犬塚（2023）⁸は、小学校におけるキャリア教育と生徒指導に関する政策の経緯や目的、要点から、今後の展開と課題を分析している。犬塚（2023）は分析する過程で、「2022年 生徒指導提要」におけるキャリア教育と生徒指導の関係を考察している。吉塚（2024）⁹は、「2022年 生徒指導提要」及び高等学校学習指導要領の「キャリア教育の充実」に関する内容を考察し、加えて高校におけるキャリア教育の取組事例を分析することを通して、新たな時代における生徒指導及び進路指導のあり方を考察している。また、仲盛（2024）¹⁰は、「2022年 生徒指導提要」を踏まえたキャリア教育の実践を報告している。その他、梶井・生越（2024）¹¹は、「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」（以下、協力者会議）を、スクールカウンセラーに注目して分析している。

他方で、生徒指導と不登校児童生徒への支援を関連させた先行研究もある。松田・佐藤（2023）¹²は、不登校を減らすための学校づくりに求められるものとして、子どもの生活環境である学校の中で、学校づくりへの参画の道を拓き、多様な立場の人々と合意形成を図りながら子どものニーズに基づく変革を起こす実践が求められるとしている。

以上のように、「2022年 生徒指導提要」とキャリア教育を関連させた先行研究は、生徒指導とキャリア教育の連関性が重視された背景や意図及び、不登校児童生徒のキャリア教育における学校や教職員に求められる支援のあり方について考察していない。また、「2022年 生徒指導提要」と不登校児童生徒への支援を関連させた研究についても蓄積が見られない。

そこで、本研究では以下の研究課題を設定する。第一に、「生徒指導提要」の改訂過程を分析することを通して、生徒指導とキャリア教育の連関性が重視された背景や意図について考察を行う。その際、2021年7月から2022年8月にかけて実施された協力者会議の議事要旨を分析する。第二に、「2010年 生徒指導提要」と「2022年 生徒指導提要」の比較分析を通して、不登校児童生徒のキャリア教育における学校や教職員に求められる支援のあり方について考察を行う。

2. 生徒指導とキャリア教育の連関性を重視した背景や意図－「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」の議事要旨分析を通して－

ここでは、協力者会議におけるキャリア教育に関する議論を分析し、生徒指導とキャリア教育の連関性が重視された背景や意図を明らかにする。

(1) 生徒指導とキャリア教育の連関性

第1回協力者会議では、現行の学習指導要領においてキャリア教育の充実が重視されたことから、キャリア教育に関する議論が展開された。この議論において、ある委員は「一人一人のキャリア形成と自己実現」という形で、小中高の12年間で今回の学習指導要領でつながった¹³⁾と発言した。そして、こうした学習指導要領の趣旨を踏まえ、同委員は「生徒指導提要」の改訂において、キャリア教育を充実していく必要があると指摘した¹⁴⁾。

この委員の発言を踏まえれば、学習指導要領においてキャリア教育の充実が重視されたことは、生徒指導とキャリア教育の連関性が重視された背景の1つとして捉えることができる。また、同委員は、「一人一人のキャリア形成と自己実現」という形で（小中高の）学習指導要領がつながったことを、生徒指導の積極的な側面と認識し、その上で、「生徒指導提要」におけるキャリア教育の必要性を指摘している。すなわち、キャリア教育が「積極的な生徒指導」と関係づけて認識されていたと推察される。

この積極的な生徒指導については、中村豊委員（東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授）が第2回協力者会議において説明している。まず、中村委員は生徒指導がこれまで多義的に使用されてきたこと、その中で、生徒指導が積極的や消極的等という用語に修飾されてきたとした。具体的には、生徒指導が「（生徒指導の）理論的な自己指導能力の育成に関わる積極的な生徒指導」と「教育現場の実態である非行対策としての消極的な生徒指導」として認知及び誤解されてきたと述べた¹⁵⁾。そして、同委員はこうした誤解を解くため、「2010年生徒指導提要」においては、積極的や消極的といった文言が意図的に削除され、「自己実現を図る自己指導能力の育成を目指す」という積極的な面が本来の生徒指導の意義とされたとした¹⁶⁾。

このような中村委員の見解を踏まえれば、これまで多義的に捉えられてきた生徒指導は、近年、「自己実現を図る自己指導能力の育成を目指す」という積極的な営みとして捉えられたことが分かる。また、キャリア教育は「2022年 生徒指導提要」において、「生徒指導と同様に、児童生徒の社会的自己実現を支える教育活動¹⁷⁾」と説明されており、生徒指導の積極的な側面との親和性が伺える。

以上を踏まえれば、学習指導要領においてキャリア教育が重視されたこと、そして、「2010年 生徒指導提要」において生徒指導の積極的な側面がその本来の意義とされ、キャリア教育との親和性が高まったことを背景に、「2022年 生徒

指導提要」において、キャリア教育、すなわち、生徒指導とキャリア教育の連関性が重視されたと言える。

(2) 生徒指導上の諸課題とキャリア教育の連関性

第3回及び第4回協力者会議では、生徒指導上の課題である自殺、少年非行、不登校、いじめについて議論された。これらの課題については、それぞれの現状や課題、対策等が議論された¹⁸。加えて、第4回協力者会議において、ある委員は、生徒指導上の諸課題の対応策だけでなく、生徒指導上の諸課題とキャリア教育の連関を教員や関係機関に伝えるべきであると述べた。具体的には、生徒指導上の諸課題とキャリア教育を連関させることで、例えば、「いじめにおける加害生徒と被害生徒の自分らしい生き方をする権利の保障」という視点を提示することができる¹⁹。

また、第7回協力者会議において、生徒指導は、課題予防的生徒指導、課題解決的生徒指導、発達支持的生徒指導に分類すべきであると提案された。そのうち、課題予防的生徒指導は、一部の子どもへの援助、支援、生徒指導であり、課題解決的生徒指導は、発達障害や長期の不登校といった個別支援が必要な児童生徒への生徒指導とされた。一方、発達支持的生徒指導は、「全ての児童生徒が対象で、日常の授業での生徒指導や社会的な資質・能力の育成に働きかけるものを含む²⁰」とされた。この中で、キャリア教育は、発達支持的生徒指導に位置づけられ、生徒指導において、より積極的に位置づけられたと考えられる。

さらに、第9回協力者会議において、生徒指導とキャリア教育の連携は、発達支持的生徒指導としてだけでなく、課題予防的生徒指導としても機能していくことが期待された²¹。

以上を踏まえれば、キャリア教育はすべての児童生徒の自分らしい生き方をする権利を保障しつつ、一部の子どもを対象とした生徒指導上の諸課題を未然に防ぎ、その早期発見につなげることが期待されている。こうしたキャリア教育への期待から、生徒指導上の諸課題とキャリア教育の連関性が重視されたと言えよう。

3. 不登校児童生徒のキャリア教育に着目した「2010年 生徒指導提要」と「2022年 生徒指導提要」の比較分析

ここでは、不登校児童生徒のキャリア教育（進路指導）の観点から「2010年 生徒指導提要」、「2022年 生徒指導提要」の比較分析を行い、学校・教職員に求められる支援のあり方について考察を行う。

(1) 不登校児童生徒支援の現状と課題

文部科学省によれば、2022（令和4）年における小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は299,048人であり、児童生徒1000人当たりの不登校児童生徒数は31.7人となっている。また、高等学校における不登校生徒数は60,575人である。とりわけ義務教育段階における不登校児童生徒数の推移は10年連続の増加であり、過去最多となっている²²。

こうした状況に対し、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、普通教育機会確保法）」の公布・施行を踏まえ、文部科学省は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針²³」（以下、基本指針）の策定、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理した「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）²⁴」（以下、「令和元年通知」）等を通じて、不登校児童生徒支援の改善を図ってきた。

それにもかかわらず、不登校児童生徒数の増加が続いている。そこで、「基本指針」にもあるように、普通教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、不登校児童生徒に対する支援についての理解と周知を充実させること²⁵が重要であろう。このとき、生徒指導に関する学校・教職員向けの「基本書²⁶」として位置づく生徒指導提要は、不登校児童生徒支援に対する姿勢や支援のあり方についてどのように説明し、関連する情報を周知しているのであろうか。

特に、「2022年 生徒指導提要」において、不登校児童生徒への支援を含めた生徒指導とキャリア教育の連関性が重視されていることを踏まえれば、不登校児童生徒のキャリア教育という観点から、学校・教職員に求められる支援のあり方について明らかにする必要がある。そこで、「2010年 生徒指導提要」と「2022年 生徒指導提要」を、不登校児童生徒のキャリア教育（進路指導）の観点から比較分析を行い、記載内容の変化を明らかにするとともに、不登校児童生徒支援を直接担う機会の多い学校・教職員に対して、生徒指導提要はどのような考え方や取組を求めているのかを考察する。

(2) 「2010年 生徒指導提要」の内容

「2010年 生徒指導提要」は1～8章で構成されており（第6章のみ「I 児童生徒全体への指導」「II 個別の課題を抱える児童生徒への指導」の二部構成）、全体で240ページである。不登校児童生徒とその支援に関する記述は「第6章 生徒指導の進め方 第II部 個別の課題を抱える児童生徒への指導 第12節 不登校（199-202頁）」において言及されている。

「2010年 生徒指導提要」では、不登校解決の最終目標は社会的自立であり、解決に当たっては、「心の問題」としてのみとらえるのではなく、広く「進路の

問題²⁷」としてとらえ、社会的自立に向けた自らの進路を主体的に形成していくための支援が求められている。具体的な支援の取組として以下の2点が示されている。1点目は、多様な中学・高校の情報提供である。社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方を支援するためには多様な進路の情報を提供し、多角的な視点から進路を選択することが重要といえよう。また2点目として、進路の情報提供とも関連し、児童生徒の発達段階に応じた指導を継続的に行うため、校種間連携を深めることの重要性が指摘されている。不登校の原因や状態が複雑化・多様化するなか、入学・進学時における学校・学年間の円滑な移行と、発達段階に応じた継続的な支援を行うためにも学校種間の情報共有が求められている。「2010年 生徒指導提要」では、以上の内容について学校内で共通理解を図り指導体制を組むような指導上の工夫が求められているのである。

(3) 「2022年 生徒指導提要」の内容

「2022年 生徒指導提要」は1～13章で構成されており、全体で293ページである。不登校児童生徒に関する記述は「第10章 不登校 (221-239頁)」において言及されている。「2010年 生徒指導提要」と比較すると、全体のページ数および不登校に関する記載の量はいずれも増加している。その要因としては、先述した普通教育機会確保法やその基本指針に関する内容が加わったことが考えられる。そして、不登校児童生徒のキャリア教育（進路指導）における社会的自立や校種間連携の観点の重要性は引き続き指摘されている。以下では、それぞれにどのような記述が追加されたのかを明らかにし、学校・教職員に求められる支援のあり方を考察する。

まず「社会的自立」については、「10.1.4 支援の目標」においてその解釈について以下のように言及されている。

「社会的自立とは、依存しないことや支援を受けないということではなく、適切に他者に依存したり、自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現していくという意味²⁸」

このように、支援者である周囲の大人には、不登校児童生徒の孤立を防ぎ、信頼関係の構築によって社会性や人間性の伸長を図ること、それにより児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すよう働きかけることが求められている。その際、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあることも示された。

言い換えれば、学校・教職員をはじめとする周囲の大人が、多様な要因・背景による不登校という行為そのものを安易に問題行動と判断してはならないということである。ただし、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することに留意する必要性も併記されており、個々の児童生徒の状況を見極め、その都度適切な支援を展開していくことが求められるといえよう。

次に「校種間連携」については「2010年 生徒指導提要」と比べ記述の量と内容が増加しており、「10.2.3 校種を越えての情報連携」において言及が見られる。不登校児童生徒への支援は、短期間で終わる場合がある一方、校種を越えて続く場合もあり、支援ニーズや前籍校での支援内容についての情報を異なる校種間で引き継ぎ、共有するシステムの構築の必要性が指摘されている。不登校児童生徒の成長過程にあわせ継続的に一貫した支援を行う視点から、学校種間の「縦」の連携が重要とされている。その一方で、「次の学校に入学したら、新しい環境で自分を変えてみたい」というように、次の環境への移行期を自らのリセットの機会と考える児童生徒への配慮が新たな観点として言及されている。これは不登校の時期が自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあるとした「令和元年通知」を踏まえたものであろう。したがって校種間連携においては、情報の引継ぎを重視するとともに、それまでの不登校経験が当該児童生徒の「レッテル²⁹」とならないよう配慮することが求められている。

このように不登校児童生徒の社会的自立と学校種間連携は密接な関係にあり、不登校児童生徒支援において重要な観点として示されている。そこで、学校・教職員には、不登校児童生徒の個に応じた多様な自立を実現するため、多様な進路先に関する情報を有していることが求められているといえよう。この点について、「2010年 生徒指導提要」と比べ「2022年 生徒指導提要」は、進路の多様な選択肢についても多くの記載があることが特徴のひとつといえる。例えば、学びの多様化学校（不登校特例校）や小学校や中学校で十分に力が発揮できなかった生徒の学び直しの支援を行い、実態に合わせて通学時間帯や修業年限を選べる多部制の定時制高校などが挙げられている。こうした学校は2010年以前から存在していたにもかかわらず、十分周知されていない状況にあった。したがって不登校児童生徒支援を担う学校・教職員には、不登校児童生徒一人ひとりへの柔軟な対応と考え方、多様な進路の知識を有することが求められている。

4. 総合考察

以上、「生徒指導提要」の改訂過程における生徒指導とキャリア教育の連関性が重視された背景や意図及び、不登校児童生徒のキャリア教育における学校や教職員に求められる支援のあり方について考察してきた。最後に、本研究の成果

をまとめるとともに、キャリア教育との連関性を踏まえた生徒指導（特に、不登校児童生徒への支援）への示唆及び、その課題について言及する。

本研究は、「生徒指導提要」の改訂過程における生徒指導とキャリア教育の連関性が重視された背景や意図について、①学習指導要領において、キャリア教育の充実が重視されたこと、②「2010年 生徒指導提要」において生徒指導の積極的な側面がその本来の意義とされ、キャリア教育との親和性が高まったことを指摘した。加えて、本研究は、生徒指導上の諸課題とキャリア教育の連関性が重視された背景や意図について、キャリア教育が、すべての児童生徒の自分らしい生き方をする権利を保障しつつ、一部の子どもを対象とした生徒指導上の諸課題を未然に防ぎ、その早期発見につなげると期待されたことを指摘した。

これらを踏まえれば、キャリア教育は、「生徒指導提要」の改訂過程において、積極的な生徒指導の役割、すなわち、「自己実現を図る自己指導能力の育成」を担うこと、そして、生徒指導上の諸課題を未然に防ぎ、その早期発見につなげることを期待されていることが分かる。換言すれば、キャリア教育は「(生徒指導の)理論的な自己指導能力の育成」と「教育現場の実態である非行対策」の双方の役割を期待されていると考えられる。したがって、学校現場・教職員は、こうしたキャリア教育への期待を考慮した上で、生徒指導を実施していく必要がある。

また「2022年 生徒指導提要」では、不登校児童生徒のキャリア教育において不登校児童生徒の社会的自立と学校種間連携についての重要性が指摘されていた。したがって、学校・教職員が、不登校児童生徒一人ひとりへの柔軟な考え方や多様な進路に関する知識を有する必要があるといえよう。

ただし、こうした不登校児童生徒のキャリア教育にも課題が指摘できる。それは、(不登校)児童生徒のキャリア教育において、就職を除けば、「学校教育」への接続が前提とされている点である。言い換えれば、日本の教育制度を前提としたキャリア教育は、学校種を貫く「縦」の関係性は強固であるものの、フリースクールや教育支援センターをはじめとする「横」または「斜め」の関係性でキャリアを捉える視点が不足しているともいえよう。当然、学校(教育)は社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的資質を培う質を担保し得るものとされ、その役割の大きさが指摘されてきた³⁰。したがって、学校・教職員は、不登校児童生徒にとって適切な支援であるとしても、フリースクールや教育支援センターをはじめとする学校外教育へアクセスさせることに対して、消極的になる可能性が指摘できよう³¹。つまり現行の学校教育制度において、学校・教職員が不登校児童生徒へ適切なキャリア教育を提供する際に困難さを見出す可能性があり、不登校児童生徒のキャリア教育という点において、現行の学校教育制度のあり方に再考の余地があると

えよう。

本研究では学校・教職員がキャリア教育を行ううえで実際に直面する課題や困難さについて言及していない。これらについては、今後の研究課題とする。

註・引用文献

- ¹ 文部科学省「生徒指導提要」2022（令和4）年（https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf）。以下のインターネット上の資料の最終閲覧日は、全て2024年9月14日である。
- ² 同上、12頁。
- ³ 文部科学省「生徒指導提要」2010（平成22）年（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm）。
- ⁴ 同上、4頁。
- ⁵ 文部科学省、前掲、2022（令和4）年、16頁。
- ⁶ 文部科学省「不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」2021（令和3）年、43-44頁（https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt_jidou02-000018318_03.pdf）。
- ⁷ 文部科学省、前掲、2022（令和4）年、224-225頁。
- ⁸ 犬塚典子「小学校におけるキャリア教育政策－「生徒指導提要」改訂との関係から－」『創成ジャーナル』6巻、2023年、111-120頁。
- ⁹ 吉塚治生「高等学校における生徒指導と進路指導－新しい学習指導要領と生徒指導提要から見た現状－」『崇城大学紀要』第49巻、2024年、179-197頁。
- ¹⁰ 仲盛康治「キャリア教育の理論と方法実践報告」『教職実践研究』14号、2024年、9-29頁。
- ¹¹ 梶井正紀・生越達「生徒指導提要から捉えるスクールカウンセラーの役割について－協力者会議の議事要旨・生徒指導提要の検討をとおして－」『茨城大学教育学部紀要（教育科学）』73号、2024年、425-442頁。
- ¹² 松田充・佐藤雄一郎「生活指導論における不登校理解をふまえた学校づくりに関する一考察」『兵庫教育大学研究紀要』第63巻、2023年、89-95頁。
- ¹³ 文部科学省「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第1回）議事要旨」2021（令和3）年（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/164/gijiroku/1413457_00001.htm）。
- ¹⁴ 同上。
- ¹⁵ 中村委員によれば、当時の喫緊の課題であった少年非行という実態に対応するための生徒指導は「消極的な生徒指導」と、生徒指導の理論に基づいた自己指導能力に関する対応は「積極的な生徒指導」と表現された。特に「積極的な生徒指導」については、生徒指導の機能を「児童生徒が自分らしく生きるための力の源となる「肯定的な自己概念」を育むこと」とした上で、効果的に生徒指導の原理が作用する様を「積極的な生徒指導」としている。こうした二項対立により、生徒指導の意義は、その理論と実態、もしくは「積極的」と「消極的」に分けられ認識・誤解されたとしている。加えて、（中村豊・佐々木正昭・須藤稔・松田素行「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」（第2回）ヒアリング資料」2021（令和3）年7月30日（https://www.mext.go.jp/content/20210726-mxt_jidou01-000016962_002.pdf））。
- ¹⁶ 文部科学省「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第2回）議事要旨」2021（令和3）年（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/168/gijiroku/1413457_00004.htm）。

-
- ¹⁷ 文部科学省、前掲、2022（令和4）年、15頁。
- ¹⁸ 文部科学省「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第3回）議事要旨」2021（令和3）年（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/168/gijiroku/1413457_00002.htm）。
- ¹⁹ 文部科学省「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第4回）議事要旨」2021（令和3）年（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/168/gijiroku/1413457_00005.htm）。
- ²⁰ 文部科学省「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第7回）議事要旨」2022（令和4）年（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/168/gijiroku/1413457_00008.htm）。
- ²¹ 文部科学省「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第9回）議事要旨」2022（令和4）年（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/168/gijiroku/1413457_00011.htm）。
- ²² 文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」2023（令和5）年、4頁（https://www.mext.go.jp/content/20231004-mxt_jidou01-100002753_1.pdf）。
- ²³ 文部科学省「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」2017（平成29）年
（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf）。
- ²⁴ 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」2019（令和元）年10月25日（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm）。
- ²⁵ 文部科学省、前掲、2017（平成29）年。
- ²⁶ 文部科学省、前掲、2010（平成22）年（まえがき）。
- ²⁷ ここでの「進路の問題」とは、狭義の進路選択という意味にとどまらず、不登校児童生徒が一人ひとりの個性を生かし社会へと参加しつつ充実した人生を過ごすための道筋を築いていく活動への援助のこと、とされている（同上、200頁。）。
- ²⁸ 文部科学省、前掲、2022（令和4）年、225頁。
- ²⁹ 同上、236頁。
- ³⁰ 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」2019（令和元）年10月25日。
- ³¹ 文部科学省「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」2023（令和5）年11月17日（https://www.mext.go.jp/content/20231120-mxt_jidou02-000032767_01.pdf）にも学校教育の意義・役割、学校教育の一層の充実が示されている。加えて既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、その要因の解消に努める必要が指摘されている。このように、学校・教職員は、あくまで現行の学校教育（制度）を基本としつつ、場合によってはフリースクールや教育支援センターをはじめとする学校外教育へアクセスさせることも選択肢として有することが求められているといえよう。

『広島大学教育行財政学研究室紀要』編集規程

1. 本誌の名称は、『広島大学教育行財政学研究室紀要』（Bulletin of the Laboratory of Educational Administration and Finance, Hiroshima University）とする。
2. 本誌は、広島大学教育行財政学研究室（以下、研究室）の研究成果（原則として研究論文、研究ノート、研究レビュー、教育政策及び制度の動向レビュー）の発表（研究室のWEBサイト（<https://www.hueducationaladministration.com>）での公開）に充てる。
3. 本誌の執筆資格は、研究室所属の教員、大学院生（博士課程前期及び後期）及び広島大学大学院教育学研究科及び同人間社会科学研究科の博士課程前期または後期に在籍した者、その他編集委員会が認めた者、が有する。
4. 本誌の刊行は、随時とする。
5. 編集は、研究室の教員（教育行財政学を専門とする博士課程指導教員）及び他大学の教員（過去に研究室に所属した修了生）の若干名からなる編集委員会が行う。原稿の掲載は、編集委員会において審議・決定する。なお、掲載に際し、編集委員会から修正を要求する場合がある。
6. この規程は、2024年9月1日より実施する。

『広島大学教育行財政学研究室紀要』原稿執筆要綱

1. 論文原稿は未刊行のものに限る。原稿は、完成原稿を提出する。
2. 原稿書式は次の各項の規定に従うものとする。
 - (1) 原稿は広島大学教育行財政学研究室WEBサイトからダウンロードした原稿執筆テンプレート（Wordファイル）で作成するものとする。
 - (2) 原稿は、(1)の原稿執筆テンプレートで、10枚以内（和文、英文とも）とする。句読点、カッコは全角、英数字は半角で記入する。
 - (3) 完成原稿は、必ずPDFファイルに変換して提出すること。なお、提出する前に、書式やフォントが以下の通りになっているか確認をすること。
 - ・基本書体：日本語フォント＝MS 明朝（ただし、見出しのみMS ゴシック）、英字フォント＝Times
 - ・文字サイズ：題目＝16ポイント（中央揃え）、副題＝12ポイント（中央揃え）、氏名・所属機関名＝12ポイント、本文＝12ポイント、大見出し＝12ポイント（MS ゴシック、ただし、英字のみTimes）、小見出し＝12ポイント（MS ゴシック、ただし、英字のみTimes）、注・引用文献＝10.5ポイント。
 - (4) 注および引用文献は、以下の形式を原則とし、論文末に一括して掲げる。
 - ・論文（和文）：筆者「論文名」『雑誌名』巻号、年、頁。
 - ・論文（欧文）：Name, "Magazine Name", Publisher, No. year, p. (pp.) .
 - ・和書：著者『書名』発行所、年、頁。
 - ・洋書：Name, "Book Name", Publisher, year, p. (pp.) .
 - (5) 原稿には、ページ番号を記入しないものとする。
3. 原稿執筆者による校正は、初校のみとする。
4. この要綱は、2024年9月1日より実施する。

『広島大学教育行財政学研究室紀要』編集委員会

吉田香奈（広島大学）

市田敏之（皇學館大学）

滝沢 潤（広島大学）

広島大学教育行財政学研究室紀要

発行 2024年9月15日

発行者 広島大学教育行財政学研究室

〒739-8524

東広島市鏡山 1-1-1

広島大学大学院人間社会科学研究科

滝沢潤研究室内

Email : takizawa@hiroshima-u.ac.jp